

地震で建設予定地は大規模な土砂崩落

危険な立野ダム建設は中止を



地震後のダム予定地・仮排水路付近の状況。土砂崩れで工事車両が埋まっています。

南阿蘇村に建設が計画されている立野ダムの建設現場付近でも、土砂崩れや道路の崩壊などの被害が出ています。にもかかわらず国交省はホームページで「ダム建設の支障となるような情報はない」と強調しています。山本県議は、「工事作業中に地震が発生していたら犠牲者が出ていたかもしれない。さらに完成後に地震が発生していたらダム湖に津波が起こり、下流に甚大な犠牲が發

生していた可能性もある」と指摘。今回の地震で新たな活断層が確認されたことから、公平な第三者を入れて掘削し、断層を直接確認するなどの詳細な地質調査を国に求めるべきだと主張しました。

蒲島知事は国の調査結果を待ちたいと回答。山本県議は、「詳細調査は公平な第三者や市民の監視が不可欠。このような危険な地域にダムは作るべきでない」と強調しました。

企業の農業参入促進

震災復興に懸命の農家農村に新たな困難もたらす危険

H28年度予算案に反対討論

6月10日、山本県議は今年度予算案に対する反対討論をおこないました。

今年度予算の中には企業の農業参入促進・定着支援のための予算が盛り込まれています。農業への参入を検討している企業に対し、相談窓口の設置やセミナー開催、初期投資や経営力向上のための補助金など手厚い支援策が準備されています。企業が農業に参入しようと思えば、

当然収益性の高い優良農地を確保しようとはします。しかし一方ではいま多くの農家が、条件の不利な地域も含め、代々守ってきた農地を何とかして地震被害から再建し、営農を復活させようと懸命に努力しています。企業参入は農村・農家の苦闘に新たな困難を持ち込むことになるのではないのでしょうか。

山本県議は、復興めざしが

被災自治体などに義援金届けました

県、被災市町村などに計1億2800万円



山本県議らは自治体、大学、農業・観光など被害を受けた団体を訪問し、義援金を届けました。

復興支援の充実求め 対政府交省おこないました



5月30日、山本県議は上京し、国会内で、労働組合や医療、女性、中小企業団体などでつくる「いのちと暮らしを守る熊本ネット」の政府交省に同席。熊本地震に関する国の支援の拡充を要望しました。内閣府や農林水産省、財務

省、経済産業省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省の担当者から回答を受けました。交渉では避難所の生活環境改善、応急修理制度の期限の問題、地盤被害を罹災判定に考慮すること、農業者や自治体負担を軽減するように国が財政措置をすること、中小企業再建や雇用確保へ支援策の改善・拡充など求めました。

被災された皆様のご心配や苦勞に寄り添い 苦難軽減と生活再建へ奮闘してまいります

発災以降、本当にたくさんの方々の大きな苦悩を目の当たりにしてきました。復興のために力を合わせようという、市民の皆さんの温かい支援の広がりにも胸を打たれ続けてきました。私自身、常に「被災された方々のために何ができるか？どう動くべきか？」と自分に問い続けながら、次々目の前に現れてくる諸問題解決のために東奔西走してきました。

復興と生活・生業の再建のためにはまだまだ息の長い取り組みが必要です。これからも全力で奮闘してまいります。(山本伸裕)

6月議会 議案への各会派の賛否一覧 (民県=民主県民クラブ)

	共産	自民	公明	民県	新社会	無所属
平成28年度一般会計補正予算(震災関連)	○	○	○	○	○	○
平成28年度一般会計予算	×	○	○	○	○	○
保育所等の排煙設備設置義務の基準を緩和する条例	×	○	○	○	○	○

生活と生業の再建に全力支援を

山本県議、6月県議会質問で県の姿勢をただしました



一般質問する山本伸裕県議＝6月6日

六月定例熊本県議会が一日から十日まで行なわれました。震災対応のため議会日程が短縮される中、山本県議以外で一般質問を予定していた議員は全員質問を辞退。山本県議は辞退せず、震災復興問題に絞って一般質問を行いました。

支援制度の拡充を

住まい再建は切実な重大課題 「一部損壊」にも支援を

山本県議、被害に見合った支援制度実現求める

山本県議は、家が傾き住み続けることが困難な家屋でも一部損壊と判定され、何の補償も得られず困惑されている方の事例など具体的に指摘。被害に見合った支援制度の拡充が必要だと強調しました。最大三百万円の被災者生活再建支援金に独自に上乗せするなど、他県では32の道府県が独自の支援制度をつくっていること等も紹介。国に制度の拡充を求めると同時に、県としても復興基金を創設して財源を確保し、支援の

手が及んでいないところに独自の支援策を実現すべきだと強調しました。

仮設住宅入居要件

山本県議の質問に健康福祉部長が言明 「半壊」でも仮設住宅への入居 家屋解体誓約は不要となりました

仮設住宅について山本県議は、入居を希望するすべての人が入居できるように、入居要件の緩和や建設戸数の拡充を求めました。

仮設住宅への入居について県は、これまで「半壊」の場合

でも解体の誓約書や証明書の提出を条件に入居を認めるとする通達を出していました。しかし「賃貸アパートに住んでいるので解体は大家さん次第。解体誓約書の提出は困難」といった声が寄せられるなど、証明書の提出が仮設入居への障害となっていました。

山本県議の質問後、県は解体の誓約書や証明書の提出を求めないとする要件緩和を表明。市町村にも周知しました。

避難所の環境改善

被災者の生命・安全守る拠点 食事や生活環境の改善は急務

避難生活の長期化により心身の機能が低下し、疾患の発生や悪化につながった過去の東日本大震災などの教訓から、政府は避難所の生活環境の改善についてのガイドラインを示しています。そこでは栄養バランスのとれた食事、高齢者や病弱者に対する配慮、ベッドや洗濯機、エアコン、テレビの設置など環境改善に努めることを求めています。

今回の要件緩和は、5月30日に山本県議も参加した「いのちネット」による対政府交省の中で、内閣府担当官から「仮設入居は家屋の解体・撤去を要件としない」との回答があり、熊本県にも通知されるなど事態が進展し、改善が実現しました（裏面参照）。

一方、いまだ仮設入居と応急修理制度の併用は認められておらず、被災者の実情に寄り添った制度改善がさらに今後求められます。